、指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー ピ ス

に係る介護 予 防 \mathcal{O} た 8) \mathcal{O})効果的. な支援 \mathcal{O} 方法に 関 はする基準 準 \mathcal{O} ___ 部 改 Ē

第六条 指 定 地 域 密 着 型介護予防 サ ĺ ピ ス \mathcal{O} 事 · 業 \mathcal{O} 人員、 設備 及 び運営並 びに指 定地 域密 着型介護 予 防 サ

ピ ス に · 係 る 介 護 予 防 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 効 果 的 な 支援 \mathcal{O} 方法 に 関す る基 準 平 成十 八 年 厚 生労 働 省令第三十六号。 附

則 にお いて 地 域密 着型介護予防サー ビス基準」という。)の一 部を次の表 \mathcal{O} ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)	六 (略)	見三四条用含条に用基掲法三に四成 旨 三条条にすむ。 三条条におおる。 三条系におる。 三条のでは、 一次のでは、 一の		改正後
(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)	五・六 (略)	(趣旨) (趣名) (題一人会) (第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条(第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第二十二条の十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。)、第三十三条、第二項の規定による基準とする。)		改 正 前

2 略 略

3 いの護 従 に業者に 虐 定 地 待 \mathcal{O} 域 対 防 密 L 着 止 等 型 介 研 \mathcal{O} た 護 修 を実 \emptyset 子 防 施 サ 必 す 要 Ì る等 な ピ 体 ス 事 0 制 措 業 \mathcal{O} 置 整 者 を 備 は 講 を ľ 行 利 な 用 う け 者 れ 0 ば ŧ 人 権 な に、 6 0 な そ 擁

4 防 定 サ 地 1 域 ピ 密 ス 着 を 型 介 提 供 護 するに当 予 防 サ 1 た ピ 0 ス て 事 は、 業 者 法 は 第 百 指 + 定 地 条 域 の 二 密 着 第 型 介

規 有 定 効に す える介 行うよう 護 保 険等 努 関 Ø 連情 な け 報そ れ ば な 0) Ś 他 な 必 要

な

情

報

を

活

用

Ļ

谪

 \mathcal{O}

数認とう用所項くを準は施着 防応 八 に い第指 型 は 設 \mathcal{O} 認 う。 サ 居 お 共 百 定 を 知 ス 三 地いし 同 間 症 同 1 **う**。 生次十域 ピ 若 対 生 準 7 所 定 糸条第一 しく 応型 ス 活 密 活 を 第 認 本 着 基 い九知 室 次 介 「護事業所(第一 は食堂又は指定 が第四十四条 が第四十四条 がで第四十四条 う。 に 体 十 症 . お 第 項 い 四 に 事 条 対 E 業 以 応 1 井四: て、 所 下 等 同項 共 こ条す福十れ第る祉四 に 一 防と 規 生 通認い ら六指施条項 定 活 う。 の項定設第に 域 所 条 若 す 介 事に地 六 規 密 第 護 を L る V) — 業お域指項定 < 着 事 う。ほ 応の所い密 定にす 型 は定 に「応と型利又は て 着 地おる に 特 指認所 同型域い指定次規 定 知 者施設 ľ 介 条 密 て定施 定 介 でする 設 護 着 同地設に 対 段老人福: υ° • 型 域 お 予応地 (第 (以居者 指い指防型域 密着 サ \mathcal{O} ĺ て +食 定 定 認 共 密 福祉施設 基特定 又条は第 堂 地 同 介 知同着 ľ 若 施 特 域 護 症生型 行共入 定密 予 対 活 サ L

い者

該 用 防

事

· 業 を

業行

い所

く用

き指

型

定介

員防 느

予者

ベ

従

下 対

所

介

事

と

· う。 当

利 型 が

用 通 当 共 予

当

居 所 う事

者

又

は

所

者

と当

用 \mathcal{O} 以

下 介

型

護 応

防

症 護 対

通

所

介

指 ととも

定

護

認

指 知

定 症

介対

予 型

認所知

知介症

う。

事業を

所

介護

下

に

行う

指

定

介護

予

条

2

新

新

 \mathcal{O} 員

くを準は施着 一定地域密等 一般をいう。 近 が で が の(居事以者 八 防応 いう。 は 業 \mathcal{O} 認 ピ 又共は同 業 下 居 知 共 ス 司 予 者 を 間症 員 防 行 共 入 ビ若 所 生次 対 生 準 条の発力で لح 数 認 う用 所 活 L 条密 応 活 を第認 い者 型 者 着次基 < 型 い九 定 は知 室 介 知 う。 とともに にび 型 は 介 症 指 条 準 共 十 症 以 お第項 及 介 第 同 対 定 食 事 条 対 \smile 堂生活所 い 四 百 介 に び 予 応 下 護 以第 て、これな が 防 利 型 護 規 老 第 九 下 人四福十 行う指力 条第 共 定 は は介指護 用通 当 (第七: 同 項 共 者、 用 す福十四年 該 同 所 事業 事 型 規 症 定 生 業を 当 定活 事 応 所 条 若 す 介 入業居所 しく 業行介対 を る 護 う護応型 11 指事 · う。 防所い密 者 定にす 型 項 所 は定業 又と業防通認又てはい所認所知は同 着 地おる特 に 介 指認所 型域い指定次規 定知 当 う。 じ。 介密 条 \mathcal{O} (知 以症 知介症施 て定施 定 介症指 護 着同地設に す 対 設 護 対定 ľ, 老 用 入 下 対 応の 型 域 お る 予応地 と型 利の人 所に サ 密 指い指 応 防型域 \smile 置共型 福 用 食 着 定 7 1 通 定 認 共 密 -ビス基 | う。 0 者、 く用 堂 祉 地 介 通 所 同 知同着 ベ型所 介 ľ 数 若 施 特 域 護 症 生 型 指介 し設基 定密 き 護入 対活サ 予

の域お通あの規応じ規所護 い所つ事定型 定 $\overline{}$ て介て業 す 通 す 型同護はとる所のるサルンが共介指共 を が共介指共 サ 又 予 は当同用護定用 者症防 す 共該一型のを型 F, 対 認 の用事の指事併指指応知 た ス 対応型通所介護事業者が、地域密着型サービルを設知症対応型通光を共用型指定認定が、かつ、選挙がにおける共用型指定認知症対応型通差を合計した数における共用型における共用型における共用型における共用であた。 と百つ型型体所知共所ビがの す十い通指的介症用介ス共利 Ź. 条若 て所定に護対型護、介介運を応指事 基用用 介介運を応指事準型者 第護護営い型定業第指 L く七の予さう通介者四定当 は十利防れ。所護を十認該 は十利防れ 条用認て以介予ス者知い下護防 て以介予い五知共 第 う条症用の発力を 百 一同じ。) 一同じ。) 同(記の第対型 に同知以下項型に で項症で項型に 認 一に対同に通介 条地に型に

九、

2 第

うりし 十有十施に防は防定法定 設 規 支指サ 介 第す 援] 護四る 定 定 ビ用 、 ス型 すを介 予十指 ピ の附康るい護 ス防 六 定 指 指略 則保介う予をサ条地第険護。防い一第域 定法定 項 さ第険護 第域地第介 (公支援) (公支援) (公支援) (公支援) (公支援) (公支援) \smile うビー密域四護の大きの れ百法保 ス項 着 密 十予 (法規 同 施事(法 型 着 防 サ型条認 第の部を又第指第] 定 サ第知 ビー一症 二二を十第改 をいは五定五す いう。)若しくは は介護保険施設(は 五十三条第一項に 五十三条第一項に 五十三条第一項に 一項に規定する指 一項に規定する指っ 一項に規定する 一項に 一定する 一定す る 六一 正 条項す ののる若険第着第居 規規法し施一型 定定律く設項介項介 にに (は 十指護 よよ平指法規予規支指二定事 るり成定第定防定援定条居業 前 護 のの法養 二定 ス定 一ビ指 法効律型十介若介 支項ス定 、援にを居 う第カ第医五護のアンスを重える し護 四を八療項予 く予指へ規い宅 2 第

百又者知い下護防う。三は、症る同(認 第対型 一指次対場 じ同知以一応指一定条応合。項症下項型定 条地に型に)に対同に通 介 の域お通あの規応じ規所護 規密い所つ事定型 定 予 て介て業す 定着 通 す 防 を型同護はとる所のる事認満サじ又、が共介指共業知 ĺ た は当同用 護定用 者 症 す ビ 共該一型のを型 対 スの用事の指事併指指応 た \Diamond に 必 九計認おに症用け症密十し知けお対型、対着 要 介 な十し知けお対型 対着護 数条た症るい応指か応型事以、数対共て型定つ型サ業 数対共て型定つ型サルの原用一通認、通し 以 上 第に応用一通認 | 者 通 つ型型体所知共所 百 ビが す十い通指的介症用介 ス共 条で所定に護対型護若、介介運を応指事 基用 介介運を応指事準型 若 は十利防れ 第条用認て以介予い五知

2

九

う サ 。 l 十施に三設規 施に防は防定法定 支指プラ 介第四る す 9 る も (健 定援定 ビ用 、ス型 健すを介ビ予十指 の附康るい護 ス防六定指 う予をサ条地定法定の 一第域地第介 と則保介さ第険護 項 \smile 支うビー密域四護
のス項着密十予 れ百法保 等険の援 (に型着一一) 防 想 条 認 同十の施事 施事(設業法 第の部 | サ第知 を 又第指第定 をいは五定五す 一症 ピ 一一 十第改う介十地十 六一正 。護八城三 るスビ項対 六一 指をスに応 条項す ののる若険第着第居規規法し施一型一宅 定定律く設項介項介 へはへに護に護 にに 十指護 よよ平指法規予規支指二定事 るり成定第定防定援定条居業 医 改な十介八すサすを居の宅者 正お八護条る 二サは 一るい宅 う介第一。 そ年療第指ビ指 のの法養 二定ス定 護 一ビ指 法効律型十介若介 支項ス定 、援にを居 第力第医五護し護 四を八療項予 く予指へ規い宅

び第 兀 第 + 几 条 条 第九 以項項 上にに _ のおお の経験を有taいて「指caいて同じ。 ľ 何する者でなけら何定居宅サービ」。) の運営(気 りればならない。ヒス事業等」とい(第四十四条第七 い七 う。項 及

つ七い十 て三 年

従 予職他場 +合 ることとし 務 \mathcal{O} 用 職 は 認 定 事 する 務に 従 介 型 知 介 護 護 用 カン 指 症 事 従 対応 す 予 予 型 定 ても 共用 ることが 事 介 防 勤 防指 護予 同 型 認 の認定 差し支えな 型 知 管知介 通 至指定介 敷地内にある 防認 症対応型 所 理 症 護 (者を置)を予防認 できるも 介 定介護予 護 知 症 事 敷 業 対 通 か通知 防所な所症対介対 地 応 所 \mathcal{O} 内に と 他 型 0 護 す \mathcal{O} 通管 知 れ護応 あ症対 本 る 事ば事型 所 理 な所所 体 業 介 上 米所ごとに過所介護事 応型の 事 な他応 護 支 業 事 障 な お \mathcal{O} 管 所 業が 事 通 事業所、施設等の週所介護事業所の 等 所な 共 ただし、ただし、 用 \mathcal{O} 0) Į١ 型 職他場 合| 指 務 \mathcal{O} 職は に 定 共職 共用 務用 従事に 介護 ののい

2

程

規 程 に に予防 」という。 七 い認条規 て 知 の症指 重要事 を定め を定めておかなけ事項に関する規程型通所介護事業所 が程 (以れば、を対れば、とことを対している) 章に に 掲業 においておける事 業指 運の定 営運介

九 略

待 0 防 止 0 た 8 0 措 置 関 す る 事 項

略

勤 務 体 制 0 保

2 第 八条

3 定 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 事 業 者 は 介 護 子 防 認 知 症

> のお第 経験を発展を 験を有する者でなけて「指定居宅サービ 条 第 六 宅項に ーお ピい れスて ば 事同 ず業等」といって はならな い運 う。 営 (第 に四 つ十 い四 て条三第 年七 以項

> > 上に

理

職務に従ろは、型指定介 に型指 十 事する常見 定介護 従 務 共 者 治に従っ 事に 用 す 予 予 型 ることが 事 共 防 勤防指 į 用 認 の認定 型 知 管 知介 スポープ 指症理 は定対者 症 護 できる 者 対 予 心型 を置 同 介 防 護 認 ŧ \mathcal{O} とす る。 る対業な業通他応所ら所所 他の事業所理 の事業所理 <u>ر</u> ح 介 業所理 に 事 き業者は、 介 上 所 護事 施 業 が 設 0 等所な共職共 ののい用務用

2

規程」という。 護予防認知症対 第二十七条 指定 重 対定 **応型** 要 事 を 定 項通 予 ておかなけれずに関する規程(以下八角護事業所ごとに、次でな対応型通所介質 のればならない。性(以下この章にながごとに、次に掲げれてもの章になった。 おがるは 事 業指 運の定 営運介

十(新設)

勤 制 \mathcal{O}

保

八務条体 確

3 指 定 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型型 通 所 介護 事 業 者 介 予 防 知 症

第三十条(略)(非常災害対策)	ものとする。 続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継	ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知すると2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症を請したければなりです。	じなければなっな」という。) を策の体制で早期の業症対応型通所介護	症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予十八条の二(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、業務継続計画の策定等)	方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止する業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認	て行ってる生りな言動又は憂呟りな関系を背景とした言動で防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場に指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介講させるために必要な措置を講じなければならない。	こ頃する者を余く。)こ対し、認知正介護こ系る基礎的な研修を第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これ者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業型・企業を対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を
第三十条 (略) (非常災害対策)				(新設)		(新設)	確保しなければならない。 対応型通所介護従業者の資質の向上のために、そ
							の 研 修 の 機 今

┦講 待 ľ 0 当な 発 け 生 又 れ ば は な そ 0 6 な 再 発 を 防 止 す る た 8 次 0 各 뭉 に 掲 げ る 措 置

を

- と 用 の ŧ 防 L に 7 止 該 周 行 指 \mathcal{O} そ た 知 うこと 定 徹 介 \mathcal{O} 8 底 結 護 \mathcal{O} が 予 を 果 対 E で 策 义 防 ること。 0 きるも を 認 検 1 知 て、 討 症 0 す 対 とす る 応 介 護 委 型 Ź。 員 予 通 防 会 所 認 介 テ 知を 護 症 定 事 レ 期 対 業 F, 応 的 電 所 型に 話 に 通開 装 お 所催 置 け 介す 等 る Ź 護 を 虐 従 لح 活
- 当者 止 該 \mathcal{O} 指 た 定 8 介 0) 護 指 子 針 防 を 認 整備 知 症 すること。 対 応 型 通 们所 介 護 事 業 所 に お け る 虐 待
- の護 予 当防 修 防 該 を 認 指 定 知 定 期 介 症 的 護 対 予 に 応 型 防 実 施 诵 認 す 所 知 ること。 症 介 護 対 従 応 業 型 者 通 に 所 対 介 L 護 事 虐 業 待 所 \mathcal{O} に 防 お 止 1 \mathcal{O} て た 8

兀 前研 号 掲 げ る 措 置 を 適 切 に 実 施 す る た 8 \mathcal{O} 担 当 者 を 置

0) 連

る協知十応護 六 型 議 症 事 \mathcal{O} 十 地 第一 通 業家防 た 숲 対 九域 だ 族認知 応 所所 (テ 型項 介が し、 知 に 護 所地症 レ 通 指 ピ 規 事 在 域対 利 定 所 業の民型 定 介 用 電 介 者 す所る民の 話 護 又 に 装 诵 予 置 はそ つ地所町代所防 等 認 \mathcal{O} を 知 家 活 の症 見支区員指提対を援域又定供応 族 用 **(**以 L て 有 セ をは介に型 ン 管当護 当 通 下 行 す ター る 轄該予た所 うこと \mathcal{O} 者 す指防 っ介 のる定認 項 等 て 護 及 が に職法 介知は事 **梅**員、 第一次,業百一次,業 ょ び で きるも ŋ 第 厄 +九 \mathcal{O} とす 条に る 認四対介用介

を設らビお

報置な

カコ

5

要 推

望

助 議

言

等

を

聴 評

機

숲

を

け

な

け

れ

なら

な

進

によっ

価

受

ると 設

しい。

運お(等営む以の

ね六つ

会月のに

回お

る以い

上

に項つ

て 該 が

を運運用加

営営者

会

(議」と

と得いな

け は

れ

ば

な

、 う。

け推推等

進進

会

一議に

に対し、し

運活 動

推状

進況を

電

話

装

置

活

用

て

当

利 参

 \mathcal{O}

同 合

11

て

利

用

者

等」

لح

11

う。

す

る

場

に

あ

2

7

テレ

十 地 0 定携

か告し、 事の 予 業家防九域 必 所所族認条と な む以型項 介が 知 ね下通に大 要 に護 所 地 症 望 事 在域対 住た配置 月の介定業 会 住応介 するが市の通見の通うであるが市るが市の前のである。 護 に項 助 にに 言 等 よ回お つ地所町代所防 を る以いい域 在村 表 介認 聴 評 価 機 を受けるととも 成会を設 ン 管 当 護 進進 す 当 通 ター け 会会る 轄該予た所 議 な 議 者 す指防っ介 け に 等のる定認て護 対とに職法介知は事 れ ば しい ょ 員 第 護 症 うり。構 な運活 百予対利者 営 構 5 動 介 十防応用は 推 成 護 五認型者 な 状 さ予条知通 況を 進 会を 設れ防の症所利定 議報置る認四対介用介

7 2 2 6 5 几 5 業ほ 護 機 設 欄 護 予 設 欄 か 機 多機 か、 従 者 る 次 5 に 敷 事 能 等 に 事 該 等 防該 が 能防 事 基 兀 を \mathcal{O} 業 の掲 の掲 地 業 型 併 業 型 小 指 あ 小 指 す 置同 項 能 準 表 条 設さればる施 派所に 居 る いげ 内所 居 規 規 定 定 型居 ること 1 略 0 表 を \mathcal{O} 略 0) 宅模 ず にの宅模 る 介 介 ての中 満 規 上 員 合れ施中同介 中 多 介 多 護 宅 定 た 欄 (等) - 欄に が 介 に るときは、 す 第二 指 業 所 護 指 宅 前 医 所 に 施 護 介護 できる。 カ 掲 所、 サ 療 で規 設 保 定 看 定 項 定 通 指 6従業者 掲 げる カコ Ì 健 院 あ 認 定 中 定 百 定 地 所 ジザる! · 療設、 わ るもの。 介 事 期 ピ 欄 五. 介 域 指 事 知 6 号) 護 業 業 巡 護 密 ス に 定 症 は同施小合 ず \mathcal{O} 事 着 地 所所回 掲 老 対 設 規 表 | ス| ・ 随 養 第七 事 業 に 人福 • げ 指 型 域 応 サ 同 の等模お は病床を 介 所 業 る 定 密 型 テラ 下の多い 表 床を有 条第二 指定時 を 施 和 介 祉 護 着 共 の欄中に 人機員能 て、 定地対行 設 護 施 老 型 同 1 十寮 認 域応 Š 等 設 人 特 生 1 欄 掲 に 型前 又は介 項第 知 密 型 事 福 定 活 げる当 型 に 関 居 各 症 着 訪 業指 年 型 介 祉 施 介 民する基準 指 掲 宅 項 対型問所 四法医 護 施設 護 定 げ 介に 定 応通介 居 護療号律療 老設 事 介 該 護 る 定 3施設等の際政介護予防な基準を満たす 護予 ⁶従業者 8 師は看 る 護 護 准 防 看師 職 小 を 員 員 護 又 職規規 規 置 に 模 関 7 6 第 2 2 模多機 業者を対する基準 5 兀 5 機能 設 欄 護 機 予 設 欄 護 予 当 次 従 +5 が 等 に 敷 事 能 防該 が 等 に 事 防 該 を 置 兀 事 \mathcal{O} 業 あ の掲地 業 型 小 指 る 併 の掲 業 型 小 指 能 準 項 すること 同 表 条 る場 いげ内所居規 設いげ 所 居規 定 定 型居 11 表 を 略 略 0 \mathcal{O} 0) ず るにの宅模 ず る に 宅 模 さ 介 介 規 て \mathcal{O} 満 員 上 合れ施中同介 れれ施 介 多 多 中 護 定 宅 い中 た 欄 介護 が るときは、 す 等 に 欄 指 業 指 通所護 指宅前 の療 法 祉 介護 できる に か 所、 サ 施 介 看 定 養 指 定 定 所 項 従 掲 か げ 病 七 昭 定 認 に業者は、 同表掲げる施設 設 介 護 護 定 地 中 Ź わ 予 域 指 事 事 期 条 和 介 又 護 ピ 欄 る 床 知 る防 場 6 4二十三年法律第7護療養型医療# 定地 は 事 業 業 巡 を 密着型介 第 ス 症 乗 所 ル 】 ず 小 業 所 口 0) 介 有 掲 対 設規等模 表の 護 事 域 所 • げ す 項 応 の等のである。 サテライト型指 同 お る診 は 第 指指随定定時 密 老 業 る 型 表 護 を 介 兀 着 共 指 施 の人員に関う機能型 0) 欄に掲げ て、 号に 保 対 療 老 定 認 地 行 設 型 同 中 第二 施福定 健 医 介 知 域 応 う 所 生 欄 前 であ 施 護 症 密 型 事 療 規 活 関 に 居各 老 対 着 訪 業指 院 定 百 祉 施 介 る当 する 掲 宅項 応型問所 る す 五医 定 施設護 定 げ 介に 福型通介 もる号療設 居 事 介 該 基 護 る 定 護 介 準 従 施 8 師は看 護 を 予 業 設 る 護 准護 予 満 者 防 等 看 師 職 の防た を員 小 員 護 又 置に 規

模

務規従

関

り以業に防う体居模機規外り規介小福事多13上所よ小。事宅多能模の設定護規祉業機 よ小。事宅多能模のり規以業介機型多指 と す 登 する 事 下同 能居機 登当模 護 定 さ の型 多 同 宅能介れ指者 す >機能型居: とい 護る定 る 者サ機 提 居 介型 つ宅 供 宅 居 指 護 \mathcal{O} , う。 処ラ が 定居 型 で 遇 宅 **`**きる。 が \vdash 宅 介護 多機 然密着型 適 型 介 切 て三 護 事 宅 に サ 行 能防能サ 者年门 定 わ 又以ビ介 れ 上ス護 ると ス指の事予 つ規介多介基で定護機護準 小いビの(定規でスト以介 小いビの 定 経 認 定護機護準看験 模は、提運ご予 のに下護当す事能事第護提運二予該る業型業百小 めら 多 す 十 模 能 予又介 人事員予い本型規多小以よに 宅防は護

五理

2

3 等護定事院 スン セタ前ン一二 定タへ 小 型 項 指 一老の 規サ 認 模 1 定知を人管 祉 士 多 ビ地症い福理 機ス域対能事密応 う祉者。法は 又 は 第 介い主 生じ条養 条 . う。ス ・ ビス 護 の護) 二老人 二項 事 ス介 業次基護 所条準事介二ホ に 規 等に第業護に一 のお百所老規ム、 定 人定 す 従い七 て十指保す老 る 業 者同三定健る 政 令 又じ条複施老デ に合設、ディ 規型、デサ で は 定 訪問 る者 員介指ス療ビセ

> う居模機規外り規介小福事多 。宅多能模の設定護規祉業機 の が機型多指置す事模に所能 が処ラ型13で遇イ居 する業 宅 置 る。 くと 護能居機定 適 介 さ 切指護 べのの型宅能 介れ指者機 す 護る当看 き密提居 介型 定従 宅 訪接供宅護 居 行 問なに介護 護者問なに 事宅防該護定 わ 業 介小指 予に 小地宅に れ ると る事所護規支業を事模 1 防つ 規域 介つ定 携 定 小いビ 0 介 模 密 い居 護 認 多 て三 は、本体事** は、本体事** 着 事 宅 予機型 サ 能が型ーサー 同 者 年 又以ビ介 ビは 上ス護 ス指の事予 定 経 さは、 準 看 験 等小 をそ規 護職護を 予該る業型業百小有の模 護職護を「予該る業型業事員予い本防指指所居者 人以 七規 す 他多 う体小定定。事担介看 業に防 又 宅 を 十 模 事規介看は介い一 上 所 ょ 小 とす 護護指護予小定事 う条機定健型居 り規以業模 下所多 同 機 者サ ľ のテ

8

五理

兀 十

スン 複業、セターニ 予防 定タ(項認)者の 小 型 規サ指認 福] 祉 模 定知を人管 多 ビ地症い福理 士 ス域対う祉者事密応 。法は 機 又 能事密応 は 型業着型以第 法 居所型共 下 宅をサ同同十別 八 介い丁 生 うって活った 護 の護 ス介 事 、一人 項 業次基 護 所条準事介ニホ等に第業護に一 に 規 のお百所老規ム、 定 す 従い七 人 定 て十指保す老同三定健る人 る 業 者同 令 に合設、デ で は デサ 定 規型 訪 サ介ィー 8 問 定 介指す る |護サビ 護定るビ医 一ス 員介指ス療ビセ

な でと う。 L あ て三 れ 0 て、 ば 次 なら 年 別以 な に上 い厚認 生知十 労 症 働で 条 側大臣が定める研修である者の介護に従来第三項及び第七十 修従十 を事 修し条 了し たに 経お 性験を有いて同じ てい . るも もので

で

あし

つて三年

なに上第

生知

労 症

ない年以

い厚認の生知

働 で 条

大臣

が

る研

修を修し

了し

てい

るも

ので者

う。

次

七

+

項

あ第

る者

定の介で

護に

し条

たに

経お

験い

をて

有すじ

+

年条、

な

け

れ

ば

況 \mathcal{O} 予 握

め他 用し 置成介び事置 なの に 付の 護 第 8六十六条にかれている。 支援 等 た け保 9 利 F, け て員予九身 ために れ健 をい 用 電 た い (な 第 防条の て 指 専 あな ば医 通 者 話 小 '門員 当 な療 じ 等 装 定指 っては、 11 兀 って、 らななり 定 置 該 が 介 サ十 模 定 介護 が お テライト 利 等 護 匹 多 介 参 ・ビス 予 利用 加 を 指 機護把 1 条 用 防 て同 者等 予防 本体 活 定 能 す 第 ス者等のの る場 + 型防 サ 介護予防 用 事業 型二层规 サー υ° ĺ L は福祉サービの司意を得れ F, 合 て ス ビ 所 定の介 に 行 等 ス の 等 サー うこと あ がの介規 護 多 開 介 護 定の機 0 ビ況なけ 予に提能 て 担のビ催 護 は、 支援 が 当 利 スす 防よ 供 等る援 者用等 りに居と のそれ 小 で きるも 当宅 のば をに 規 利 テ 用置から 1 門模 招係利 レ 介た介 集る 用 ビス ピ 員 多 っ護 況れな し計に 支 て事 電 \mathcal{O} 計画の原案に係る計画の原案に係る計画の原案に 7 ر \ • لح 等 て 話 す 行う会議の原案には当者会議の原案には 装 いる環境で、 5 1 居門介は る。 握 宅員護 ただ 介を支指 に 及護配援 位作へ 定 第

刊刊一らの介 五. りな運 護 十運 九い営 予七 に 防条規 つ小 い規指 模 て 定 多 介 0) 重機護 能型 要 予 事 防 項居小 に宅規 関介模 護 多 す る 事 機 規業能 程所型 ごとに、 を 定 \Diamond て 護 お次事 かに 業 な掲者 けげは れる ば事指 な業定

虐 待 \mathcal{O} 防 止 0 た 8 0 措 置 12

関

す

る

事

況 把

介護支援専門で第六十六な い置成 兀 うけた。護支に 努め 門護 十心 員予九身 他 た指 防条の な (第 \mathcal{O} - 六条に 保等 け 小 条においっては、 健を通介 門員 指 兀 れ 11 ば 定 サ十 模 定 · テライ 療 じ護 介が な 兀 多 介 グサー 5 護 指 予 条 機 護 1 な 防 予 て 第能 定 本 予 握 ・ビス 十二是 同 利サ防 介 体 \vdash サー ĺ ľ 用 護 事 型 居小 者の 爭 指項宅 又 F 業 った の 規 護 スピス 防 所 は 模 心等の サー 福 がの 介護 多 介 等 護定の機 開 祉 護 の担 のビ 催 サ 状 当 こス等の利E 当するサーご を援専門日 が内規模名 1 利 よ供 況者が り、当 居 ピ ス をに 当 宅 0) そ召係利 介た 介 員。 利 の集 る 用 ビ 多 0 置 計に ス 支 て事 用 L カュ 7 画係担以能援 状 は ·れてう 下この記型居宅 当 る 専 況 \mathcal{O} 原計者 門介は い会案画会 介 る議にの議条 を支 及護配援定 環を位作へ

ーらな運営 九い。 五. 護十運 七営 営に 防条規 つ小 い規指 模 て 定 多 0 介 機護 重 能 要 予 事型 項居小 它介護 関 多 す る 事 機 規業能 程を定さ 居 宅 に、 \otimes 介 て お次事 かに 業 な掲げは れる、 な業定

(新設)

略

員 \mathcal{O} 遵 守

2 第 五. 八 条 略

び険 ょ \mathcal{O} 同 ŋ 指 じ 規 宿 事 が 効 定 認 合 多 泊 業 定 す お 項 機 す サ 計 率 介 る \Diamond は 本 い 0) て、] 的 護 に る た 能 文 画 ピ 予 当 終 市 指 型 0) \mathcal{O} で 日 た ス 終 あ 防 期 居 地 規 町 カコ 定 ると認っ 宅介 期 つ ま 介 \mathcal{O} 小 村 5 域 定 て、 で 利 規 護 ま 介 市 15 \mathcal{O} 模多 で 用 護 護 町 予 実 カ 市 保 新 村 防 情 定 8 \mathcal{O} カ た 機 に 規 員 町 険 介 小 効 に わ 場 村 事 護 を 限 能 に 規 率 ょ 5 合に 業 模 的 超 ŋ 型 代 が 保 ŋ ず えて 多 居 替 次 計 険 当 運 機 宅 サ 期 事 営 該 登 あ 画 過 指 0 介] 0) に 録 を 業 能 地 疎 て 護 市 計 型 必 定 ピ 域 地 定 11 は う。 事 ス 介 員 町 居 要 に 域 画 で 護 並 業 を 村 宅 そ お 介 予 び 次 所 整 介 法 あ 0 以 け ると 防 に 期 を 備 護 第 護 他 下 る 活 保 事 指 小 通 \mathcal{O} す 百 るよ 業者町 市用 規 V 険 \mathcal{O} + 定 n サ 事 模 町 す 項 七 介 に E ることが 業 多 村 ŋ 条 は村 護 類 する地 機 介 ŧ 計 お 第 が 予 ピ 既存 護保 能及 いて 画 市 認 防 を 項町め

潍 用

宅

介

護

0

提

供

を行うことが

できる。

る。このほな、指定な 機所三介応項 る る 型 規 運 + 章 護 並 第 条 従 通 第 び 程 営 兀 規 か十条 に四業 所 に 項 介護 第三十 つ節者 場 介ら四 程 いて知と、 合に 第三 第三 護 とあ 従業者」と 予 + 同 項、 +知 + お防 七 第三十五 る 条 条 い小 九 + を有する者 て、 規 条まで(第三十 11 条 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} カン 模多機能 第二 二 十 は 六ら -九条第二章 条第十 知 あ第 第 第 十一条第一 項 第二十 の号 第 条 五. 五. こって、二、日、項項 はっ 型居 及 +条 第 뭉 び 七 ま (中「介護予) (中「介護予) に規定する重要で現中「第二十七条に規定の事業についてが 条に 及び 宅 項 八 七 条、 及 第三 び 中 第二 の防 は護 第 뭉 + 予 節小 兀 \neg 規 介 介防 + 項 とある 護予 六 護 第三 認 予 知あ 条 第 る機防 十 防症 第 \mathcal{O} 認 + 小 対 の能 は型知条 条 + 規応は型 八 規 準 条の 定用規 第二 模 型 関 条 多通第宅対 す すす定 第

居

介

E

0

て

見

を

有

す

る

者」

月

る

五十八 定 員 条 \mathcal{O} 遵 守

新

四用

関する規定する運 条第二 るのは 見を有る 規定 条第三 六 第三十九 いて 第二十 + する。この 条ま とあ は、 する者 知 介 項項 条 条第一 営規 見 る 及 中 程 兀 を有 定介 条第、十 0) び 護 」と、「介護 別とある。 ・防小規模多箋な!と、「介護予防認知症対応型通所なと、「介護予防認知症対応型通所な程」とあるのは「第五十七条に規定した。 第十一条第一項中 第三 予 程 場 は の防 護 する者」 _ 介 <u>十</u> 予 七 節 るの 護 お防 介 と 子 条 い小 5 あ 第 と は護 防 中 規 ゔ 予 模 小 兀 るのは「第三章第四機能型居宅介護従業的認知症対応型通所 「介護予防-防認知症 が 規模多機能 第二十 介 多項 五. 機 条ま 護 を 月 予 能 除 防 八 で、 型 と 能 居宅 小 対 認 規模多数 応型 型 あ 知 カュ 居 る 介 症 四業所 通 宅 規中 護 5 対 『節』と、 機所 介 介 定 \mathcal{O} +応 でする重 第二 介 型 護 事 護 手業に一 型 護 従 十条 従 通 居宅 に 業 業 九か第 所 第二十六 者」 0 第二 介 要 条 ら 護後 条にて まで 介 事 第十三 11 て 項 規準 知

サ は ピ ス 月 0) 提 供 口 数 活 等 動 の状 活 況 動 と 状 況 あ る لح \mathcal{O} 読は み 替 通 えい る サ Ł] 0) F. لح ス す 及 る てド 宿 泊

者 \mathcal{O} 員

第

こ共場じ十定受対定共で対との同合。九認は広地同、広に てに以増 七 九認け、型域生 すご 応型に、 の同合 定 と \smile 条生に 階 介 じ わの 当型 対 生 が \mathcal{O} とに 12 か 数 護 れ 及活あの 症か共 密活該 共 夜 い応活 対つ同着応、生型 う型 該 子 る 護 び つ事規 介共同 間 介 な お が 介 対 勤 従 ___ 第 護 て 業 定応 護 同 生 及 共 事 防 定 定 1 以 たとがる 又は、 サ 生活 び 応 7 行務 業 七 型指活 事 同 認 事 介 介 者に 十三条 業者住 ĺ を 隣 上 共 深の生業 を あ (宿 定介 介 知 わ 上とする ビ者住護夜員活スが居のの数介 当同指同 介 護 予 予 行 接 症 所 る せ <u>ピ</u>と 夜 定該一定認事の認 生 護活 予 事 防 場 対 る 直 う うこと 指の提時は護の 勤間 業 基 た に 事 合 応 認認 業事知介防者 定利供間 め務 及ほお知 準 介 型 \mathcal{O} い業知知 に 第九年記者により をびかい症所業症除深、て対に所対 業症護認を が 護 お 共 に 帯 当 提 かい近の末気に知いた知ので対に所対(知いた知を同応おに応指症う十症を同応がは、思言なる条対 知い九知者 (対対応応 可 同 必除深 以 該 供 従 V く。夜 十症(た外事条対当るの業 能 に 業 て 生 要 ľ 者 な の間 型型 活 当 下 な 勤及 共 るい共地応以第応該介時所 た 構 が 当 介 数 共共 以を務び 同指て同域型下一型指護 造 円 該 護 間 を る に指同同 一生密共同項共定従 置定 滑 共 事 上い (夜 深の生定 帯 従 生生 で · う。 じに規生 介体活着同 あ 夜 数 活 介業に 成 < 介 な 同 間のが介 護的介型生 利 生 所 す 規生護者指 す 介介 る る。 場 以 及 時 三護 予に護サ活 定活予 を定 る き 予 護 護 用 活 \mathcal{O} (き予護護以指防事の 又の防運を 共 合 有 び間] 介のす介防 介 者 住 下 営営さ は利認 いビ護指 る護認 常護 同 下 定認業事 て 0 居 す 深帯 うる。基事を定 だ る そ 生 あ 状 が \mathcal{O} 夜を 用 知 事知 勤 予 介 知 症れ Ļ 介 症 0 況 す 共 項 の通 \mathcal{O} 換防活 を 端 7 把 同 に 時 じ 対 て 算認住護 予 対 行 て数以応い下第とせ知(応方知 一を下型る同八指て症指型法症 握 7 生 当お 間 応方知居従防応いう 業認型う 及 同 第

数 活 等 動 の状 活 況 動 状 لح あ 況 る لح \mathcal{O} 読 は 4 替 通 え 1 る サ ŧ 1 \mathcal{O} ピ لح ス す 及 る び 宿 泊 + ピ ス \mathcal{O} 提

供

口

者 \mathcal{O} 介数

十定受対定共 元認け、型域 条知、型域生 対応型とに、 者」と にに以増 七 の同合 同 上 す 症 以十従 わの 当 型 対 生 密活該 なれ介 共 夜 い応活 · う。 つ事規対つ同着介て業定応、生型護 介共同間 介該指 る護 以 同生 共 護 勤従 第 護 及 定定員 サー 又は、だとが 業以 す 生 活 務 七 型指活 事 び 同 事 業 介 十三条 がる 者 共 定介 業 活 介深の生業 を す 当同指同 者 宿 に لح 介 護 護 員 活 所 ピ 住 夜 予 予 す スが居のの数介 定生護 事 直 夜 --- う 防防 認事の認 活 勤間 る に 予 業 基指の提時は護 事 認認 サル介防者準定利供間 業症護認を第認用に帯 所対 及ほお知業事知介防 のい業知知 . う。 びかい症所 当 提 所症症 知い九知者 当 て 対 に所対 に所対(知おに応指症 以該 対 対 かんの う名が に 夜 同 症(対当 外事 夜 応 応 応 間 けお型 業 \mathcal{O} 型 定対 条 当 下 型型 勤 共るい共地応以第同指で同域型下一 時所 応 該 介 た 共共 及 指同同 務 てド 型指護 間 を る い(深の生定一生る共う夜数活件は、 生密共同項共定従帯 構 従 置 定生生 じに同介業に。規生護者指 業 < 成 介活活 のが介護的介型生 規生護者指 ベ 間 す 者 介介 及 時 護予に護サ活 き予護護 三 定活予 を定 る 又の防運を 1介のす 介共以指防事の をび間 介 防 下定認業事 行深帯 は利認営 いじ 護指る護認常護 同 うる基 知さ の定指事知勤予 を そ 用 生 介 知者 夜 基 を定 介 通の 事 業症換 せ \mathcal{O} 者 症れ 防 活 護症 以準業併認下第とせ知 者対算認住護 予対と行 じ端 対 T る た間 (応方知居 て数以応い 従防応いう る同八指て症指型法症 業認型う者 下 型

9 6 5 2 する者 5 知 生知 支計担 は防 せ時 はが 定介 護予 当さ るため 症 認 療 画 福 4 間 講じら 症 第 8 認 「させるのに適当と認められるものを専らその職で者であって介護予防認知症対応型共同生活介護が祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及知症対応型共同生活介護が過程対応型共同生産分割。 文は が に な 成 対応 本 同 対 知 介 帯 夜 七 祉 知 定 定 護予 な成り担 症 防 護 間 体 生 応 項 介 を 業 介 (略) い場合は、 に必 略 活 型 対 認 福 事 型 護 通 所 及 護 事 本 れ 応型 一共同 共 防認知 業所であって、 予 ľ 業 介 知症対応型共同生活介護事 祉 文 び 子 ことに 所」 て二 護 同 に 要 深 利 0 防 防 共同 生活 関 な 用 0 生活介護事業所に対 規 認 夜 認 沈定に 以 者の と 症対応型共同 数 0 提供に係る支援を行うも する事業につい 置 知 知 当該指定介護予防 職 以 上の 生活介護事業所 症 介護事業所 < 時 1 症 , う。 務に従事することが 上とすることが 間帯に指定介護 安全性 対応型共 か 対 淀 き介護 介護 か 指定 わ 型 と 5 従業者に 共 が 確保さ 生活: 従業 居宅サー ず 同 0) 同 (指 は 、 て 三 密 所ごとに、 生 生 して指 であ 介護 接 定 サ 防 者 活 ことができるものとする。 防認知症対応型共同生活介護 い。ただし、利用者の処遇に のを専らその職務に従事する 型共同生活介護計画の作成を 型共同生活介護計画の作成を 型共同生活介護計画の作成を でとに、保健医療サービス又 ごとに、保健医療サービス又 活 一年以 夜間 れて 業者により できる。 子 な 介 テ \mathcal{O} 介 連 0 事 護 ラ 員 防 護 F, 定介 業所 及び いると認められるとき て 上 ス 子 数 認 携 \mathcal{O} 1 事 当 0) 防 知 \mathcal{O} は 1 以 護予 以 経 業等その 下 該 認 型 深 症 対応型 下この 外 験 知 指 設 指 夜 に 夜 設置される当該概を有する指定 等その他の保健 対症対応型共同 定介 運 防 0 間 定 0 営さ 介 認知症対応 指定介護予 勤務を行 及 護予防認 護予防認 一共同生活 章におい 深夜 れるも

6

8

新 5 設

 \mathcal{O} わ

5

居ごとに、保健原 の作成に関し知識 応型共同生活介護 ものを専らその際 ものを専らその際

計画

の処遇に支障がない場合は従事する計画作成担当者との作成を担当させるのに適経験を有する者であって介ービス又は福祉サービスのービスの

適当と

認

めら

護識医

及び経済サー

症

対

応

型 共 同 生 祉 活

サ介護

利は、 護利予用

共

のて介がなる。

防に

知 る 生

なれる対画は

認係同

利 職

K

従 \mathcal{O}

ない場合は、

当 な は

共 れ 同ば

生

者の 務に

 \mathcal{O}

職 用 務

従

事することが

できるも

0) と

す

る。

2

9 10

10

略

11 了

Ĺ

7

いる者を置くことができる。

修作

成

担

う。

以

下

同

0

1

て

介

護

支援

専

員で

当者に代えて

第六項の別に

厚

生

一労働

大臣

が 菛

· 定め

る研修 ある計

略

- 143 -

第 3 2 第 第 3 2 第 2 七十八 七 司 七 同事い 七十一条 業所に 型指 生活 月 の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなけれ指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、 7 者 ピ 又 生 理者 **(は二)** 理者 身体 七条 合 その他の従業者に周知徹底を図ること。に一回以上開催するとともに、その結果 電 体 活 項 本文の 定介 は、 話 的 住 住 装置 による管理 的 拘束等の 居を有するも 居 おける共同 共同 とする。 護予防認知 0 拘 指定介護 サ 管理 (略) 等を活用して行うことが テライ 規定に 束 条の 生活住居の ·禁止) 一者をもって充てることが 度予防認. . 生活住居の管 適 か 1 症 型指 正 かわら \mathcal{O} ځ 化 対 管 のため Ĺ 知症 応型共 定 理 ず 介 者 そ 対 護 は、 同 \mathcal{O} 0) 応 理 予 共 その結果に 生活 者 対 数 型 防 同 は一以上共同生 は、 できるものとする。 策 認 生 同 を 介護事業所にあ 知 時 活 できる。 検 本体事業 に 症 住 対応型 上三 活介 介 討 居 . つ 護保険施設、 0 す ,る委員 以 管 護事業所 いればならない。身体的な 派所に て、 共 理 下 同 上 における共同生活介護 会 サ って 支障がな 介 **| 護従業** · テライ は、 (テレ を三 は、 指 な拘 定 い東 第七十八条 共同生活な(管理者による管理) 3 第七十七条 (略) (身体的拘束等の 第七十三条 2 第七十一条 2 2 (新設) る。は対応一型 同生活 保が困 等の適正化を図るため、指定介護予防認知症対 ر 7 (管理者) その他の学 指定介護 身体的: 略 共 0 難 住 の従 居を有するもの 事 同 で 上開催するとともに、その結果に拘束等の適正化のための対策を検 生活 指定 略 子 業所における共同 あることその (略) 業者 防 介護 認 介 禁止) /護予防 に 知 周 事業所の 症 住 居の 、次に掲げる措置を講じなが成立が応型共同生活介護事業者 知 対 とし、 認知 他地 徹 応型共同 管理 底 し、その数は一N 和症対応型共同生 ②生活住居の数を三とすることができるが変的運営に必要と認められる場合は域の実情により指定介護予防認知症共同生活介護事業所に係る用地の確 を図ること。 者 は、 同 時 又 生 に ついて、介護従業者計する委員会を三月 は二とす 介護保険 活 介 けは、 護事 れ 身体的 る。 業所 施 ただし、共 指 な拘

い東

定

する指 あ 7 防若 う事 は ること等に ならない事業所、 ーサー < 知 りでない。 定 症 は 介 対 地 ピ 護 応 域 により 型共 より当該共同生活住居の管理よっただし、これらの事業所、協病院、診療所又は社会福祉施設予防認知症対応型共同生活介護 病 予 密 着 指 同 型 定 生活 介 地 護 域 予 介 密 護 防 着 事 サ 1 業 サ 1 所 ピ 0) ス ピ ス、 場 **・**サ 施 介 合 は、 上施設をを テ 指 を管 ラ 定 障 等 除 本 介 < がが理 体 護 1 かない場合は、 中事業所が提供 であってあってあってあった。)の事業を が同一敷地内に

程

0

限

関同 七 ける規程 十運 生 活 九 住 条 程 居ごとに、 を定 指定介護 め 7 次に掲げる次に掲げる れば事対 ならの影型 な運共 い営に 同 生 0 活 介 1 護 て 事 0) 業者 重 要 事は、 項 に 共

5 六 略

八七一 待 0) 防 止 0 た 8 0 措 置 に 関 す る 事 項

略

務 体 制 \mathcal{O} 確 保

2

第

八

+

条

3 係有 援 は いの 資質 る基 する者そ 専 5 門 そ 定 全 員 礎 \mathcal{O} 0 介 7 的 際、 向護 0 な研 0 予 法 介 上 他これ \mathcal{O} 防 護 当 第 ため 修を受講させるため 従 認 八 該 指 条 業 知 者 に に、 症 第 定 介護 類 対 その 看 す 項 応 する者 に規師 予 型 研 防 共 を 定 認 修 同 除 す 准 知 の生 <u>ک</u> る政 症 機活 に 看 必 護 슾 介 対 を護 要 令 師 応 な で 型 事 確 に 措 共 業 対 定 介 保 置 \otimes 護 同 L L る者等 なは、 を 福 生 講認じ知 活介 け 祉 れ 介 士 がばならな 症 護 な \mathcal{O} がればに 資格を 介護支 事業者 3

当該共同生活住民だし、これらの東だし、これらの東 宅 サー ビ 会福 着型 居 事 の業 定 八所、施 管 介 地 理 護 施 域 施設等が一 予 上 密 支障 防 着 サー 型 が同一敷地が同一敷地り一ビスの サ ĺ ピ には、 内に あ 業指 を行って行 この限りでない。 あ ることはなられることはなられることはなられることはなられることはなられることはなられることはなられることはなられることはない。 なが、 等 サ に より 0 病ビ た院ス

運 営

第 (新設) 関する規程を定めてい 同生活住居ごとに、い 同生活住居ごとに、い お次かに 予 防 なけば 認 知 かる事業の! 対症対応型 れ ば なら 運営に な 0 活 い介 護 て 0) 事 業 重 者 要 事 項 に共

体

第 八 十勤 条 務 制 \mathcal{O} 確

2

い。資質の・ 指定介護 向 上予の防 た認め知 症 対 その 応型 共 研 同 修 の生 機 活 会を護 確事 保 業 し 者 なは、 け れ介 ば護 従業 な者

新 設

定

4

予 定

認 護

症

型 症

共

同

活

護

 \mathcal{O} 活

提 介

保 者

す

える観

点

から、 な 指

防

知

対

応

型

共

生

護

は

滴

切

お 防 介

V

7 知 予

行

わ 対 認

n 応

る性的

な 生

言

動 介 同

又は

優

越 供

的 を 事

な 確 業

関

係

を背景とし

た

従 業 者 必 で 要 0 あ な 就 措 業 環 置 境 を講じ 務 が 上 害されることを防 必 なけ 要 カ れ 0 ば 相 なら 当 な な 範 止 囲 す を る 超 た え 8 た t \mathcal{O} 方針 0) に 0 ょ 明 1) 確 介 護 化

第

に規定するの二及びなの二及びなり とあ 項項通び 項、 する 中 中 所 に 十 準 る 第三十 予 この 介 五用 する 防 第三 \mathcal{O} 介 第二十七条に規定する運営規 護 兀 条 護 従 業につい 第 小 は 条 は「介護予防認知症対応刑の節」とあるのは促業者」とあるのは とあ 六十 三十 と、「六 + 重 五. 規 七 ま 兀 第 要 み 条 るの · 条 の 替 八 0 多 事 九 条 て準 え 条 項 条 第 んるも 規定 月」とある に 第五 はの 能 第 11年 関する規 型居 用する。この場合に 項 号 は項、を + \mathcal{O} 第 とす . 「第 は「介書 定介護 症 型 宅 及 指 条、 介 뭉 指 対 通 び る 所 四 第三号 程」と、 \mathcal{O} 応 及び 定 定 型共同は 章第四次 介護 第三 予 介 従 は型 第 第三 護 業 程 防 「二月」と、 + 中 予 予 十八 認 兀 号、 とあ ご と ついて 節」と、 知防 生 者」と、 同 防第 九条 活介護に お認い知 介 五. 症 小 項 **贮**知症対応 立十六条、 るの 規 あ 護 第三 対 ま 第 3るのは、第五-模多 て、 知 予 応 第 で 第二 第三 型 見 防 + は 第三十九条第 五. について知見な見を有する者」 第二十六条第1 四認知症対応型 第十 機 応 共 第七十 第 五· 条 型 同 介 条 共 + 第 条 対応 活 居 \mathcal{O} 十 七 介 宅 従 中 八 条 か 護 介業 を 型 並第 条 第 第

十 指 定 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 \mathcal{O} 基 本 取 扱 方

2 八 とも す 果を る 六 定 指 介 公 定 表 定 介 予 期的 護 防 予 認 常 に 防 知 た次に掲げる 認症 知対 症応 対 型 善 る 応 共 を図 いず 型 同 共 生 5 同活 れ な か 生 介 け の活 護 評 介 れ 事 価 護 ば 業 価を受けて、 の質の評価、 の質の評価、 なら な そ を そ れ行の 5 う 提

用

いて知見な 十に六七つ十 知節症 業者」とあるの 有する者 十九条第一 重 介護従業4 -七条に 介 六条 · 九 条 要事 症 +ついて準 とあ 対応 条 五. 介 項 \mathcal{O} ことあ を 型 る に 規 規 第 + 介 有 項 通 0 定 用 定 五. 関する規 四第 する運 は、と 業 事 する者」と、「六月」とあ 中 所 する。この は るのは 予 介 は「介護 を 「第 者」とあ + 防 護 除 ्रें 営規 第 五 四 Ė 小 程」と、 従 定 予防 読 介 業 章 条 規 「介護予防認. 者」 護予 十模人 場合に 第 従 程」とあるのは 4 るの 認 四 業者」と、 記知症対応型通とあるのは 条機 え 第五 防 兀 節」と、 んるも 「介護予 は「指別を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係している。」という。 認 お 項 第三十 いて、第二十六条、 を 第 知 第二十 ¬ 宅 第 定 症 兀 対応所を 第十 す 介 指渡 条 応 +護 介 型 カ , 6 一共 予 介 従は型 護 六 症 七 五. 共護同に +防 護 業 従 条 条 対 十 第 -九条に 予 第二 応 第 業 中 生 八 三 五. 月 ついて 者」 防 型 条 生 活 活介 لح 小 介 項通 項 介 \mathcal{O} 八 兀 , 条 と と一護 中「 中所規 規 あ 護 条 定する るの 護 知 ま 介 \mathcal{O} 応 予 及 第 五 見 第三 第二 第三 に 防 護 事 び 共機は を 認 \mathcal{O} 業 0 従

定 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 \mathcal{O} 基 本 取 扱 方

八 指十 定六 条 防 略

2 ととも を 公表 する指す に、 介 定介 護 常 定 予 に 期 護 そ 的 予 認 0) に防 知 改外 認症 部 善 知対 を \mathcal{O} 症応 図 者による 対 型 5 応 共 なけ 型 同 共 生 評同活 n 価 ば 生介 活介護事業が なら な て、 の者 質は そ \mathcal{O} 評 れ 自 価 5 5 を 0) 結 行の 果 う 提

て認識することができない方法をいう。)によることが	に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面	省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定	他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、こ	護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾そ	指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介	いう。)により行うことができる。	記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを	の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる	代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ	第一項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に	及び第八十五条において準用する場合を含む。)及び第七十五条	定されている又は想定されるもの(第十四条第一項(第六十四条	他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規	の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その	書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等	れらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、	防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その	嘋密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密	電磁的記録等)	第五章 雑則	5 (略) 3(会議における評価	前条において準用する第三十九条第一項に規定する運営推進	夕音の者に引き言作
																		(新設)		(新設)	~ 5 (略)		(新設)	(